

Question (自社等による燃費テスト結果の表示)

- ◆ 先日、当社で開催した ECO ラリー (燃費コンテスト) の結果、公式テスト値を大幅に超えた結果が出たので、その燃費 (数値等) を広告において告知したいのですが、可能でしょうか?
- ◆ 先日、新聞社が当社の車の燃費テストを行ったのですが、そのテスト結果として燃費を表示することは可能でしょうか?

Answer 規約では、燃費を表示する際に使用できるデータ (数値) は、公式テスト値 (10・15 モード燃費や JC08 モード燃費) 又は公的第三者によるテスト値に限るとしており、公的第三者以外の機関による燃費テストの結果については、そのテスト方法がそれぞれ異なり、客観性が保てないため、表示することはできません。

<問題となる表示例①>

スカーレット ECO ラリー

スカーレットオーナー様が実証! **驚異の最高燃費 28.1 km/ℓ を達成!**※

(スカーレットオーナー様完走 15 台の平均燃費は 23.4 km/ℓ)

全行程 42 km
中野サンプラザ  横浜スタジアム

※上記燃費達成は、スカーレットオーナー様高鳥様のマルチ燃費計に表示された区間平均燃費です。
※スカーレットのカタログ上の燃費値は 24.0 km/ℓ (10・15 モード 国土交通省審査値) です。

<問題となる表示例②>

東西新聞社による走行テストの結果、スカーレットの燃費は1ℓあたり 28.1 km/ℓ!

※7月15日10時~14時、東西新聞社本社(東京都)~東西新聞社関西支社(大阪府)。天候晴れ、路面乾燥状態。ドライバー4人が交代で運転。燃費は満タン法で計測。数値は走行条件等によって異なります。

Hint!

(特定事項の表示基準) 規約第5条第4号

(4) 燃料消費率

燃費の表示に使用できるデータは、公式テスト値又は公的第三者によるテスト値に限るものとし、必ずその旨を付記するものとする。併せて、当該値は、一定の試験条件下での数値であり、実際の走行条件等により異なる旨を明瞭に表示すること。

施行規則 第18条

規約第5条第4号の「公式テスト値」とは、道路運送車両法第75条の規定に基づき国土交通大臣の指定を受けた数値をいう。

- 規約第5条第4号の「公的第三者によるテスト値」とは米国環境保護局 (EPA) 等のテスト結果の基づく数値をいう。ただし、国内市販車の使用と異なるものを使用したテスト結果である場合にはその旨を付記するものとし、この場合にはアイキャッチャー又はメインのキャッチフレーズとして用いてはならないものとする。